

令和6年度 第4回 政策調整会議 会議録

◆開催日時：令和6年8月19日（月） 13：00～13：50

◆開催場所：第2委員会室

◆出席委員：波積副市長、岸副市長、大下教育長、西川総合政策部長、谷口総務部長、
寺本財務部長、池内生涯学習部長、河畑建設部長

◆説明者：河内スポーツ振興課長、中島スポーツ推進担当長、黒見水とみどり課長、
渡邊特命参事

◆審議事項

岸和田市屋内プール整備基本構想（案）について・・・スポーツ振興課、水とみどり課⇒承認

◆審議概要

◎付議依頼書等に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈波積副市長〉サウンディング調査や市民アンケート等のデータを踏まえ、また利用者の利便性を考慮した良い計画になっていると思う。水泳環境を通年で提供することができるのは市民の利便性の面でも良い。

また、貴重な市財源の有効活用という点から見ても適切な内容になっていると思う。構想を作成するだけでなくしっかりと実行してほしい。

〈岸副市長〉担当課に、教育委員会のスポーツ振興課と市長部局の水とみどり課が連名で記載されているが、最終的な所管は決められているか。

〈中島スポーツ推進担当長〉施設所管課については、現時点ではまだ決定していない。

屋内プールの目的が、基本構想で示しているように、健康増進や心身の向上、学校水泳授業等での利用、それに加えて現在水とみどり課で担っている遊戯・レジャーの場の提供であるが、こういった機能を円滑に、効果的・効率的に発揮できるように、こういった体制をとるべきかを、市長部局、教育委員会の関係課で協議していきたい。

〈岸副市長〉令和10年度、「既存の市民プール等は順次廃止」とあるが、基本計画の中ではいつ廃止するのかを明確に謳っていく方が、施設の取り扱いについての色々な意見を事前に聞けると思うが、これについてどう考えているか。

〈中島スポーツ推進担当長〉現時点では、屋内プールの供用開始後に既存の市民プール等は順次廃止としているが、廃止のタイミングは決定していない。

なお、厳密に言うと、スポーツ振興課の所管する12のプールについては機能集約になり、中央公園のプールに関しては同じ公園の中で機能が移転することになるので、単なる廃止ではない。しかし、ここではあくまで現屋外プールはどうかという意味で、「廃止」という表現を使っている。

〈岸副市長〉「廃止」という表現を使うとプールがなくなるという意味に捉えられる。機能集約ということであれば、それがわかる文言も入れたほうが後々動きやすいのではないかと

思う。

完全になくすということであれば「廃止」の方がいいかと思うが。

〈生涯学習部長〉市民の方と学校水泳授業の利用状況も推計し、基本的には廃止で対応可能と想定している。屋内プールが実際に稼働した際に、十分対応できる状況が見極めながら順次廃止していくという考え方である。

屋内プールの整備には起債や交付金も活用することになると思うが、既存プールの廃止が起債等の活用の条件になることもあると思うので、その点も想定しながら取り組んでいきたい。

〈教 育 長〉例年にない暑さが続き、暑さ指数が 31 を超えた場合にはプールを閉めるという方針を立てた折、市民プールを開設した 12 日間のうち 8 日間を閉鎖することになった。屋外プールがなかなか機能しない現状があるため、屋内プールの整備は必須である。岸副市長から指摘のあった「順次廃止」について、「順次」という文言を取り「廃止」と言い切るのはいかがでしょうか。

〈波積副市長〉廃止することは確実だが、その順番については相談しながら進めるということと理解している。

〈教 育 長〉「順次」という表現を入れると廃止をしない所もあると捉えられる可能性があるので、記載する際は「廃止」でいいと思う。

〈波積副市長〉既存プールを廃止することは明確であるか。

〈生涯学習部長〉利用者数も含めて推計を出しているのので、廃止の対応でほぼ確実に問題はないと思っているが、実際に稼働しだしたときに、規模的に対応できない等の問題が生じるといけない。そういった状況を見極めた上で判断していく等を協議したうえで記載している。

〈中島スポーツ推進担当〉「順次廃止」という表現は、令和 3 年 3 月に策定した「社会体育施設再編基本方針」の中で使われており、それを踏襲している。

〈教 育 長〉基本方針策定当時は、屋内プールの整備計画や利用シミュレーションが無かったため「順次」という表現を使ったが、今回についてはある程度具体化され屋内プールに機能集約等が可能であると判断したので、「順次」を取ったということである。

〈渡邊特命参事〉市民プールの用途については、学校水泳授業と市民の心身向上や遊戯・レジャー機能の大きく 2 つがある。

学校水泳授業に関しては、シミュレーションにより、受入可能であると整理する等一定の答えは出たと思う。

一方、市民の心身向上や遊戯・レジャー機能に関しては、次の段階で検証する予定である、子ども達の屋内プールへのアクセス方法を一定整理したうえで、表現の変更を検討するのが適切かと考える。

サウンディング調査で、送迎バスの運行等の手だてを提案する事業者も見られたので、もう少しそのあたりを深く議論してから検討してはどうか。

〈教 育 長〉現時点で方向性を示し、含みは残さないほうが良いと思う。

「屋内プールの供用開始」の横に括弧書きで、「供用開始に伴い市民プール等は廃止」と記載する等も一つの方法かと思う。

〈総 務 部 長〉教育長がおっしゃったように、12 日のうち 8 日が閉鎖する状態では、屋外プールは実質機能していない。身の危険を感じるような暑さのため、屋外プールが機能しないと

いう点を丁寧に説明したうえで、廃止という話に結びつけていくことが必要ではないか。

〈財 務 部 長〉現状、個々の施設を見ると、残すメリットを凌駕するほど施設の老朽化が顕著である。

実際に施設を機能させるためには、例えば野田プールでは億単位の修繕費が必要となる。そのような状況で施設を残すのは現実的ではない。

行革的な観点から言えば、既存の施設を廃止すれば他の新しいところに費用をかけられるのに、施設を残してしまうと延命措置のために費用がかかってしまう。そうなる
と非常にもったいない。既存のプールをすべて廃止する代わりに、より良いプールを作
るという方針を取るほうが良いと思う。

基本構想段階ではなかなか事業費を具体的には明言できる状態ではない。それは仕方
がないことだと理解している。ただし、財源も含めできるだけ早く財政計画に反映し
ていく必要がある。

岸副市長から所管の話があったが、現在考え得る交付金について、社会資本整備総合
交付金や学校施設環境改善交付金が挙げられる。前者のほうが補助率が高く優先的に
活用すべきと考えるが、施設所管課と申請主体の関係はどう整理しているのか。申請
主体は市と市教育委員会のいずれを想定しているのか。

〈教 育 長〉今の補助金の話について、屋内プール整備の主管は生涯学習部スポーツ振興課だが、
共管で建設部水とみどり課も入っている。市長を申請主体として国に申請するのが望
ましいのではないか。

〈渡邊特命参事〉今後検討する。

〈総 務 部 長〉スケジュールについて確認したい。

令和6・7年度の2カ年で「事業者の公募の実施」とあるが、事業者の選定まで完了
するという認識でいる。だとすれば、基本構想の（案）が取れたらすぐに基本計画に
着手するというスケジュール感で進められる認識で正しいか。

〈中島スポーツ推進担当〉そのとおり。

〈総合政策部長〉基本構想（案）の11ページについて、サウンディング調査における民間の意見等とし
て、「魅力を高める施設の併設」という記載がある。水とみどり課やスポーツ振興課
で、どんな施設を併設したいか検討や希望等はあるか。

〈渡邊特命参事〉サウンディング調査で事業者から提案があった具体的な内容として、ダンススタジオ
やジム等があった。

しかし、これらの機能は隣接する総合体育館に一定備えられていること、都市計画法
上、候補地にはプール面積に上限があること、更には費用対効果等を踏まえ、必要性
は低いと考えている。

加えて、水とみどり課としては中央公園のレジャープール、特に流れるプールが非常
に市民に人気があり賑わっているが、屋内にそれを確保することは規模的なことを考
えると非常に難しい。

先ほどの補助金の話でいうと、例えば社会資本整備総合交付金を活用するとなると国
交省が所管になるので、学校水泳のためのプールの整備を前面に出すとなかなか厳し
い。レジャー機能、市民の心身向上をメインに出すとなると、屋内はさることながら、
期間限定で、屋外に空気を入れて膨らませたスライダーや、子どもが遊べるようなレ
ジャー機能を設ける等を考えたいと思っている。その点については、これから選定に

当たり、民間事業者に提案していただきたいと思っている。

〈教 育 長〉単体で考えるのではなく、中央公園全体の施設計画、パーク PFI も含めた民間活力の活用についても市長から話が出ているので、その点についても新たに動き出す必要が出てくる。

したがって、「魅力を高める施設の併設」の件において、屋内プールの整備の段階ではいったん保留にするとしても、公園全体の魅力を高めるという次の段階で検討していくこととすれば、市民や議会のご理解を十分にいただけるのではないか。

〈総合政策部長〉内容について表現を一部修正し、政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案を一部修正のうえ、政策決定会議に付議する。

令和6年8月 14 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 生涯学習部長、建設部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	岸和田市屋内プール整備基本構想(案)について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	①令和6年2月に策定した「屋内プール整備方針」を踏まえた「岸和田市屋内プール基本構想」の策定 ②屋内プールの整備に関する基本方針やコンセプトの決定及び事業方式の選定
説明者	河内スポーツ振興課長 中島スポーツ推進担当長 黒見水とみどり課長 渡邊特命参事
付議事項の概要	別紙のとおり

付議会議	令和6年度 第4回会議
付議事項	岸和田市屋内プール整備基本構想(案)について

★取組の目的

対象	市民
どのような状態を目指す	熱中症の危険をはじめ気象条件に関わらず、年間をととして誰もが安全・安心に利用できる屋内プールを整備することにより、市民の心身の向上や健康増進、遊戯やレクリエーション、学校水泳授業の安定的な実施等に寄与できる。

★総合計画上の位置付け

1050202	基本目標	岸和田の次世代を育むまち
↑ここにコードを入力 (コードは「将来ビジョン・岸和田(体系)」シートを参照)	個別目標	生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている
	個別目標の方向性	② スポーツへの親しみ向上や参画を進めるとともに、スポーツで活躍できる環境づくりを進める
	行政の役割	安全にスポーツができる環境(場)を整える

★現状と課題

【現状】
・市民プール(9施設)、学校プール(3施設)及び中央公園プールは老朽化が著しく、改修が困難なプールは安全確保の観点から休止せざるを得ない状況である。
・市民の一般利用や団体利用は、酷暑の影響等により利用者数が下降の一途である。
・市民プールにおける学校水泳授業は、天候に左右されやすく、安定した実施が困難な状況である。
【課題】
・年間をととして市民が安全・安心に水に親しむ機会を確保し、市民の健康増進やレクリエーションの機会の提供
・学校水泳授業における市民プール利用校と民間委託校の格差是正、みんな泳げるプロジェクトの推進
・利用者数に応じた適切な施設数への転換

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項		決算(見込額)		予算額	見込額				
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
岸和田市屋内プール整備基本計画策定【令和6～7年度】 設計・工事関係業務の発注(準備含む)【令和7年度】				18,600	11,400				
岸和田市立社会体育施設再編第2期実施計画(市民プール編)策定				0					
設計・工事									
供用									
財源内訳	国費								
	府費								
	起債								
	一般財源			18,600	11,400				
	その他								
事業費				計	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
				11,400	11,400	0	0	0	0

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
有	無	1	1	1	1	0

★取組の効果を表す指標

指標名		単位	目標値							
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①	みんなでめざそう値(スポーツ・運動を定期的【週1回以上】にしている市民の割合)	%	44.7	45.2			60.9	65		
②										

※事業費及び人員を確約するものではない。